〇さつま町奨学資金　家計基準

家計基準は、奨学生が貸与を受けようとする年度の、財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規定第２条に定める高等学校一般奨学生資金（大学等については独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規定に定める奨学金）に係る募集要項に基づく生計維持者（原則申請者の父母）の貸与額算定基準額の合計が、募集要項に定める金額の１．２を乗じた金額の範囲内とする。ただし、多子控除及び私立自宅外控除については町独自の基準を適用する。

募集要項に定める金額の１．２を乗じた金額は、２２７，２８０円とする。

（施行期日）

この基準は、令和９年度の奨学資金の貸与分から適用する。

《貸与額算定基準額の算出方法》

●高等学校

課税標準額　×　６％　－　町民税調整控除額　－　多子控除　－　ひとり親控除　－　高等学校通学控除　＝貸与額算定基準額　≦　２２７，２８０円

●大学・短期大学・専門学校

課税標準額　×　６％　－　町民税調整控除額　－　多子控除　－　ひとり親控除　－　私立大学等自宅外控除　＝貸与額算定基準額　≦　２２７，２８０円

１　課税標準額

生計維持者の所得額課税額証明書に証明された課税標準額

◎Ｎ年度の奨学生募集の場合、（Ｎ－１）年度（（Ｎ－２）年度分）所得額課税額証明書

２　町民税調整控除額

生計維持者の所得額課税額証明書に証明された町民税調整控除額

記載がない場合は、０円として審査する。

３　町民税調整額

生計維持者の所得額課税額証明書に証明された町民税調整額

記載がない場合は、０円として審査する。

４　多子控除

生計維持者が１人を超える子どもを扶養している場合、１人を超える子ども１人につき４０，０００円を控除。扶養している子どもが２人以上いる場合のみ適用となる。

生計維持者が扶養するこどもの数は、対象となる所得の年度の扶養者で判断する。

５　ひとり親控除

ひとり親世帯に該当する場合、４０，０００円控除。

６　高等学校通学控除
全員に対し、２２，０００円控除。

７　私立大学等自宅外控除（大学等在籍中の随時採用のみ）
在学中の採用審査において、私立の大学・短期大学・専修学校（２年以上の専門課程）及び高等専門学校に在籍し自宅外通学の場合に２２，０００円を控除。進学前の採用審査においては適用せず、一律０円となる。
ただし、不採択になった場合のみ申請時以降、自宅外通学開始の場合加算し再判定を行う。

※　　部分は町独自の基準である。